

会議録（公開用）

附属機関又は 会議体の名称		第3回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		平成29年2月3日（金） 午後5時00分～7時00分
開催場所		509・510会議室（本庁舎5階）
会議次第		<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p> 諮問1 景観重要建造物第1号・景観重要樹木第1号の指定について</p> <p> 諮問2 景観形成ガイドラインの策定について</p> <p> 報告1 平成29年度の景観まちづくりの展開について</p> <p> 報告2 景観事前協議案件について</p> <p>3. 閉会</p>
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者）進士 五十八（福井県立大学学長）・後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・荒井 歩（東京農業大学地球環境科学部造園科学科准教授）・杉山 朗子（株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長）・鈴木 立也（株式会社デザインステージ代表取締役） （関係団体）平井 憲太郎（豊島区観光協会副会長）・小山 清弘（東京都建築士事務所協会豊島支部副支部長） （区議会議員）芳賀 竜朗・西山 陽介・垣内 信行・村上 典子・星京子・小林 弘明 （区 民）市橋 由美子・磯田 暉子 （区 職 員）宿本 尚吾（副区長）・齋藤 雅人（都市整備部長）
	幹事	都市計画課長・地域まちづくり担当部長・土木担当部長・再開発担当課長・公園緑地課長
	事務局	事務局・都市計画課都市計画グループ
欠席者	委員	佐藤 清（豊島区町会連合会副会長）・足立 勲（豊島区商店街連合会会長）・小松原 和夫（豊島区建設業協会会長）・濱 隆雄（公益財団法人東京屋外広告協会委員会委員）
	幹事	文化商工部長
傍聴人数		0名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・定刻となりましたので、第3回豊島区景観審議会を開催します。
- ・進行につきましては進士会長をお願いします。

(会長)

- ・皆さん、ご無沙汰しております。資料を事前に拝見し、着々と議論が積み上げられていると感じた。皆さんのご努力に感謝します。
- ・まずは、委員の出欠について事務局より報告をお願いします。

(事務局)

- ・佐藤委員、足立委員、小松原委員、濱委員より欠席の連絡を頂いている。また、志村委員より遅刻の連絡を頂いている。委員の半数以上が出席し、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしている。

(会長)

- ・続いて、本日の議事について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- ・本日の議事は、諮問1景観重要建造物第1号・景観重要樹木第1号の指定について、諮問2景観形成ガイドラインの策定について、報告1平成29年度の景観まちづくりの展開について、報告2景観事前協議案件についての全4件です。
- ・さっそくだが、諮問案件について高野区長より進士会長に諮問文をお渡しします。なお、委員の皆様には諮問文の写しを机上配布させて頂いています。

(区長)

諮問文の受け渡し

(事務局)

- ・ありがとうございます。続いて、高野区長よりご挨拶頂きます。

(区長)

- ・本日は大変お忙しい中、ご参加頂きありがとうございます。今日は第3回の豊島区景観審議会となる。皆さんのご協力に心より感謝申し上げます。
- ・先ほど進士先生と少しお話する時間があり、豊島区では新庁舎ができ旧庁舎跡地での開発が進んでいるという話もさせて頂いた。特に豊島区新庁舎は、上層階に分譲マンションを乗せ、官民一体での市街地再開発事業によって建築されている。できるだけ緑をたくさん配置し、潤いのあるまちを目指している。
- ・また、先だつては豊島の森が環境大臣賞を受賞した。緑や公園の少ない豊島区にとっては、貴重な挑戦となっている。
- ・あわせて、池袋周辺全体の話として、4つの公園の1つである南池袋公園の評判がとても良いこととお話しし、「池袋らしからぬ公園」とのお言葉に池袋らしい公園であるとお答えした。また、グリーン大通りを中心としながら、4つの公園の特徴を出していきたいと話したところ、4つの公園は丁度東西南北にあるので、良い名前をつけた方が良いというお知恵をお借りした。
- ・当審議会は、最初はアメニティ形成審議会として24回開催され、今年度から景観審議会と名前を変えて審議が重ねられている。進士会長には、平成5年の当初から当審議会の会長として、現在までの長くに渡ってご尽力頂きました。その進士五十八先生が今回の審議会を最後に、委員をご勇退なされることは誠に残念であります。進士先生のご勇退

は、昨年の4月より福井県立大学の学長にご新任され、拠点を福井に移されたことが要因であり、ご無理を承知で今年度限り景観審議会の会長を引き受けて頂いていた。改めて、20年以上に渡って豊島区の景観に多大な功績を残されたことに対して、区民を代表し、心から厚くお礼申し上げます。審議会の委員をご勇退された後も、豊島区と長いご縁があるので豊島区の景観行政を見守って頂き、今後も適宜適切なご助言を頂きたいと思えます。

- ・おかげ様で、豊島区では新庁舎と旧庁舎跡地の開発を含めながら、2020年オリンピックパラリンピックを目指した、文化を中心としたまちづくりが着々と進んでおり、これからも皆様のお力を借りながら、東京、あるいは日本の中でも推進力のあるまちづくりをしていきたいと思えます。全ての基本は景観にあるのではとも思っているため、これからも皆様の大きな力を借りていきたい。
- ・あらためて、進士先生、大変長い間ありがとうございました。心から感謝申し上げます。
- ・本日の議題は、諮問が2件、報告事項が2件ですが、委員の皆様には活発な議論をお願いいたします。
- ・以上を私からのお礼を含めた挨拶とさせていただきます。

(会長)

- ・ありがとうございます。過分なお言葉を頂き、恐縮でございます。今年度、豊島区景観審議会は3回開催されているが、本日しか参加できずご迷惑をおかけしました。
- ・それでは、本日の議事に入りたいと思えます。傍聴の希望はありますか。

(事務局)

- ・本日の傍聴希望は0名である。
- ・また、高野区長はこの後公務があるため、ここで退席頂きます。
- ・それでは、本日の資料の確認を行わせて頂きます。

資料の確認

2. 議事

諮問1 景観重要建造物第1号・景観重要樹木第1号の指定について

(事務局)

諮問資料1-1、1-2について説明

(会長)

- ・説明ありがとうございます。何か質問や意見がありますか。

(委員)

- ・大イチョウの所在地が鬼子母神の堂内と記されているが、境内ではないのか。堂内だと建物の中のように聞こえる。

(事務局)

- ・敷地全体を鬼子母神堂と呼ぶと聞いている。

(委員)

- ・正しい表記なら良いのだが、一般的には堂内は建物の中のイメージが強く、誤解を招くと思う。

(委員)

- ・文化財の指定敷地を含んでそう記載しているのかもしれないが、きちんと研究されてはどうか。

(事務局)

- ・所在地の鬼子母神堂内の表記について確認します。

(委員)

- ・今回、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定が検討されているが、今後も景観重要資源、建造物、樹木、公共施設の3種類を指し、3種類の中で指定が行われるのか。
- ・建造物については老朽化による建替えが必要な場合がある。また、今回指定が検討されている公共施設は特別区道となっており、区道認定についてはどのような形式になるのか。条例との関係や位置づけがどうなるのか教えてほしい。

(事務局)

- ・指定できるのは、建造物、樹木、公共施設の3種類である。その中で、公共施設については、今後どのような整備をしていくのかという計画とセットで考える必要がある。
- ・道路については、廃止になることは考えにくいですが、道路が廃止になる場合は、景観重要公共施設の指定も同時に取り消しとなると考えている。

(委員)

- ・審議会で諮問により景観重要建造物等を指定するので、景観重要建造物等に位置づけられることに対する審議会の責任は大きいと考える。指定の改定や廃止にあたっては、再度審議会で検討する必要があるのかどうかを教えてほしい。
- ・景観樹木建造物、景観重要樹木ともに指定の第1号とあるが、建造物、樹木においてそれぞれ第1号であると理解して良いのか。

(事務局)

- ・景観重要建造物等の指定を解除する際には、豊島区の権限で行うことが可能であるが、確認事項として審議会に諮りたいと思う。
- ・指定第1号とは、建造物、樹木それぞれにおいてカウントしていく。2号、3号と景観に重要な建造物や樹木等を探して、指定を行っていきたい。

(委員)

- ・鬼子母神は重要文化財に指定された時には、「雑司が谷鬼子母神堂」と雑司が谷と付けるのが正式な名称のはずである。鬼子母神堂の名称については、今後どのように統一されていくのか、法明寺と良く相談された方が良いと思う。
- ・今までは、「法明寺鬼子母神堂」であったのが、重要文化財においては「雑司が谷鬼子母神堂」と呼称されている。
- ・先日、グルメサイトの外国人向けのホームページを開設した。その際に雑司が谷にも外国人の記者の方が来てレポートを書いており、雑司が谷にはローマ字表記が少ないため、そのような標識が増えると外国の方がもっと自由に歩けるようになるのではないかとの感想を頂いた。旧宣教師館の有形文化財の指定標識や大門ケヤキ並木、鬼子母神堂の重要文化財指定の石碑には、日本語表記と英語表記がある。今後のことを考えると英文表記を入れていくことが必要ではないかと思う。

(事務局)

- ・鬼子母神堂の名前については、正式名称を確認する。
- ・英語表記については、検討させて頂く。盤の大きさにも限りがあり、文字の大きさ等とも兼ね合いを考えたい。

(会長)

- ・今はアルファベットだけでは足りない。韓国語や中国語も必要になってくる。
- ・日本の伝統的な標識である石碑の国際化へ対応したデザインを考えるのも面白いテーマかもしれない。

(委員)

- ・ぐるなびにレポートを書いた外国の方は、イチョウとケヤキを勘違いしていた。今後ケヤキ並木も景観重要公共施設に指定されるので、何の樹なのかは分かるようになると思う。

いと思う。

(会長)

- ・表記することと景観としてデザインすることの両方が課題である。

(副会長)

- ・部会で議論した際に、最近では2次元バーコード等から携帯端末でいろいろな情報を見ることができる。例えば、イチョウなどでは、紅葉した時の様子を見ることが出来る。そのような工夫をしないと盤面がどんどん大きくなり、景観を阻害することにもつながることにもなりかねないので、QRコードを入れるなど、情報をうまく取り出せるような仕組みをつくってはどうかと提案している。

(会長)

- ・標識については、様々な意見が出ると思う。
- ・石碑の文字をご住職が書かれるということだが、達筆だと芸術になり標識でなくなることもある。
- ・今後、全ての景観重要建造物等に標識を入れていくとすると、様々な文字の書き方や表し方が混ざってくるのが良いのかどうかという意見もある。昔、世田谷で世田谷百景を指定した際には、場所によって石碑のデザインまで変え、その場所に合うものをつくった。これは、コストもかかり、デザイナーの腕も問われる方法である。

(委員)

- ・景観重要建造物や樹木の指定は大変良いことだと思う。指定した後の広報や区民へのお知らせ等はどうか考えているのか。
- ・景観重要建造物等の指定について、区民からの募集や要望によって決めるやり方もあるのではないかと。そのような区民に関心を持ってもらうための方策についてどうか考えているのか教えてほしい。
- ・景観重要公共施設については、他の自治体ではここまで取り組んでいないと思う。ケヤキ並木のような並木を指定できない自治体もあるので、有意義だと思う。区道だから指定が可能なのか、都道では難しいのかといった、公共施設の並木や生垣を景観重要公共施設として指定できる範疇を教えてください。

(事務局)

- ・広報については、具体的には決めていない。広報や区のホームページを使ってなるべく広く周知をしていきたいと考えている。
- ・景観重要公共施設の指定については、都道だからできないということは無いと考えている。今回のケヤキ並木の指定は、本物の石畳を使用している唯一の区道ということ、地域のケヤキ並木を保存する会の活動が活発であること等を評価し、景観重要公共施設に位置づけたいと考えている。
- ・区民の方からも景観重要建造物等にふさわしいものがあれば、募集をかけていきたいと思う。今年度、お気に入りの景観の募集を行ったが募集作品は少なく、思わしくない状況であった。

(委員)

- ・地元の議員さんからの推薦などもあればぜひお願いしたいと思う。

(委員)

- ・1号として指定がされるといろいろな地域から反響が出てくると思う。他の地域でも、地域の建造物や樹木を指定したいという要望が出てきたときに、今回の指定の基準や今後の指定の基準を説明できる必要がある。今後の指定のあり方はどうか考えているのか。

(会長)

- ・景観重要施設は、公共施設であれば道路や河川等いろいろある。樹木であれば、都市樹木保存法が既にあり、太く歴史を感じさせられるような樹木に対して指定されている。文化財もそれぞれ文化財保護法がある。そのように、今まではそれぞれの資源がばらばら

な法律によって保護されてきた。しかし、地域にとっては大事な資源であり、景観法の枠組みで指定し、景観まちづくりとして、保存すべきもの、修復すべきもの、修景すべきものを考えていく仕組みができたのである。

- ・景観重要建造物等はまち全体の景観のために指定するもので、個人の思い出のために指定するものではない。豊島区のユニークな景観まちづくりとしては、私の思い出景観等の取組を行っても良いが、法的に指定されたものを変更してはいけないとする強制力は持たないかもしれない。
- ・例えば、今回の大イチョウは都市樹木保存法と重ねて指定するのか、あるいは都市樹木法を外して景観重要樹木の指定のみにするのか。

(事務局)

- ・他の指定には触れずに、景観重要樹木の指定を単独でかける。既に保護樹林に指定されているため、重ねての指定となる。

(会長)

- ・法令や条例に基づく制度に指定された際の手当ての問題がある。大木を維持するには少なくとも年間10万円程度かかり、それは持ち主の負担となるが、保護樹林と指定されると多少の手当てがでる。さらに景観重要樹木となった場合に手当て等の制度がどうなるのかは事前に調整が必要である。
- ・今まで個別の法によって保全されていたものは、時代の流れによるものが大きく、まちを全体で見ようとする時代においては、もう一度制度を組み立て直すことが必要かもしれません。
- ・価値をどう決めるのかも重要である。まちの風景の中でランドマークとなるもの、大事な場所にある大事なものなどは残していかなければならない。
- ・本日の議題の景観重要建造物、樹木の指定には、皆さん異議はないが、今後ゆっくりとそのような議論をしていって頂きたいと思います。

(委員)

- ・指定標識のイメージの石碑について、このような石碑は東京都の至るところにある。

(会長)

- ・都の生活文化局が行った歴史と文化の散歩道事業で指定された場所に多く使用されている。

(委員)

- ・雑司が谷霊園内にも同様の石碑が多くあるが、汚れて文字が読めなくなっているものがほとんどである。それと同じようなデザインなのか。

(事務局)

- ・デザインは同様のものにしたいと考えている。

(会長)

- ・指定標識のデザインは細かい話ではあるが、大事である。事務局に一任という訳には行かないかもしれない。指定と同時に標識を立てる必要はないので、新年度から十分に議論をすることも意義あることだと思う。景観行政のためにつくって景観を破壊するものになっては問題がある。全てを同じデザインに統一しようとするとう場所柄をわきまえないものになってしまうので、界隈性を楽しめる場所とすっきりとした清潔感のあるものが良いとされる場所等の地域性を考えた方が良い。今の石は、機械できれいに切られてしまうのでプラスチックのような石になってしまうが、昔の石は表面がざらざらとしていて重厚感があった。そのような材質感も吟味されるべきである。
- ・指定標識のデザイン等はもう少しスタディし、部会等でもう一度議論した方が良いと思うが委員の皆さんや事務局の意見はどうか。

(委員一同・事務局)

- ・異論なし。

(会長)

- ・諮問2の景観形成ガイドラインの策定について事務局より説明をお願いします。

諮問2 景観形成ガイドラインの策定について

(事務局)

諮問資料2-1、諮問参考資料について説明

(会長)

- ・説明ありがとうございます。何か質問や意見があるか。

(副会長)

- ・景観形成ガイドラインについては、部会の方でかなりの時間をかけて丁寧に議論してきた。文言については全ページを各委員がチェックし修正を行っている。挿絵については、もう少しわかりやすくなると良いという宿題はあるが、内容はかなり詰まってきた。

(委員)

- ・P50の左下の図の吹き出しが「2-①」となっているが、「2-②」の間違いだと思う。番号と図の対応をもう一度確認して頂きたい。

(会長)

- ・事務局の方で間違いがないよう再度確認をして頂く。
- ・豊島区景観形成ガイドライン建築物編は、基本的にはこの内容で問題ないということで良いか。

(委員一同)

- ・異論なし。

(会長)

- ・諮問2件の答申案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- ・答申案を各委員に配布し、ご確認頂く。

(会長)

- ・答申案について、何か質問や意見があるか。

(委員)

- ・旧宣教師館や鬼子母神の大イチョウを景観重要建造物や樹木に指定することに異論はないが、この指定に伴い、他の地域からも指定を望む声が上がってくると思う。先ほど会長からお話のあったお金の話もあり、指定による樹木の剪定や落ち葉の掃除等の費用に対する補助等の含めた指定に関する住民への説明責任を果たせるようにしてほしい。

(会長)

- ・今の意見について十分に受け止めて頂き、諮問2件に関する答申案は了承するという事によろしいか。

(委員一同)

- ・異論なし。

報告1 平成29年度の景観まちづくりの展開について

(事務局)

報告資料1-1、1-2、1-3、1-4について説明

(会長)

- ・説明ありがとうございます。何か質問や意見があるか。

- ・平成 28 年度の取組については問題ないと思うが、平成 29 年度の景観まちづくりの展開については重要な内容である。

(委員)

- ・平成 29 年度は雑司が谷地域の景観まちづくりを行っていくとのことであるが、これまでの景観計画では区内を 12 の地域に分け、それぞれの地域で景観まちづくりを行っていくとしている。雑司が谷の次にどの地域を行うのか、1 年ごとに 1 地域ずつ景観まちづくりを行っていく予定なのか、その辺りの考え方を教えてほしい。

(事務局)

- ・雑司が谷地区は、景観資源が豊富にあり、住民のまちづくり活動も活発であることから、地域ごとの景観まちづくりの第 1 号として取組を進めていく。雑司が谷の景観形成特別地区の指定については、地域からの意見を頂きながらまとめていくため 2 年程度の期間がかかると見込んでいる。他の地域の取組も同時にスタートできるのであれば、平成 30 年度からは、2 地区を同時並行で進めていくことも考えられるが、まずは雑司が谷地区での取組を進め、その状況を踏まえて、他の地域の景観まちづくりの進め方を検討したいと考えている。

(会長)

- ・委員はそのような進め方ではいけないと言いたいのではないか。1 年に 1 地域ずつでは、全ての地区が終わるまで時間がかかりすぎるのではないか。

(委員)

- ・雑司が谷地域を 1 番に取り組み始めるのは、そのような議論を経てきたことなので良いと思う。これまでの審議会で各地域の特色を議論し、景観計画ができあがってきたと認識している。景観計画で 12 の地域それぞれの特色があると謳っているので、雑司が谷以外の地域の住民も地域の景観の特性や魅力を高め、地域として生かされていくのがいつになるのかを気にすると思う。そして、それに対する答えを持っている必要がある。それについて、区はどのような意見を持っているのか。

(会長)

- ・景観行政とは何かという問いにつながる話である。景観行政は、年次計画でハード事業を整備していくことではない。もちろん、池袋駅西口などのシンボリックな場所ではそういった話もあるが、その事業が進む際に、その他の地域も連動して意味を持って動いていくことが必要である。逆に、池袋駅西口を際立たせるためにも、その他の地域のあり様に関係してくる。それが、区というひとつのまとまりのあるまちづくりである。景観行政では、その中で看板等のビジュアルに関する取組を行っていくと思われがちだが、そうではなく、景観と付くがまちづくりである。住民が参加し、どうやって自分たちのまちを素晴らしいものに育て上げていくか、面白くしていくかを考え、取り組むことである。景観には、樹木や公園、河川、道路など全部を財産として、その財産をどう運用して素晴らしいまちにしていけるかが問われている。
- ・豊島区の区長室には、隈研吾先生の新庁舎のコンセプト絵がある。それは、新庁舎の一番初めの着想が日本の樹木であることを示していて、あの 1 枚のコンセプトを見ればみんなを納得させられると思っている。例えば、ハードの中に植物を入れるなど、部分的に見るとどうかと思われるものもあるが、全体としては良くできていて、これまでのビルが無機質な直方体の箱であったのを、風が通り、光が採れ、植物があり、水も流れてくるようなものにしたいというコンセプトに沿ったものとなっている。この新庁舎をアピールする時には、一番初めにあのコンセプトを見せるべきであり、20 世紀型の箱をつくる発想からもっとエコロジカルなものにしたいという目的が伝えられて、頭の中にイメージできれば、新庁舎の色んなデザインが納得できる。そのような情報の出し方はとても大事であり、区民とのコミュニケーションをどう行っていくのかが大事である。
- ・景観計画をつくる際にそれぞれの地域にヒアリングを行っているのだから、そういった

取組の延長で景観協議会等を全地域につくるなど、いつでも区内全域の取組みを平行して行うべきである。それぞれの取組に1年かかる地域や2年かかる地域もあれば、事業を行う場合の濃淡もあるが、特定の地域だけ拾い上げて、他の地域は後12年先になるという話は景観が分かっていないと思う。道路整備でも、第一区間、第二区間と整備を進めていっても全部が開通しないと意味がない。乱暴な言い方だが、細い道路を全部通してから少しずつ広げていく方が良い。景観行政は、従来の都市計画と同じものの考え方で行ってはいけないことを理解してほしい。

(委員)

- ・雑司が谷地域の景観まちづくりは、景観形成特別地区へ指定していくことを指していると思う。豊島区景観計画では、景観形成特別地区の候補地区として、雑司が谷地域の他にも染井地区等いくつかの地区が上げざれているが、候補地区でないその他の地域は、後送りされてしまうイメージを持たれると思う。これではだめだと会長も言われている訳だから、それぞれの地域でどういった景観まちづくりをしていくのかを示す必要があると思う。
- ・一方で池袋駅西口では特定区域景観形成指針の策定と言っており、まちづくりの主役は住民なので、言葉が分かりにくいことも問題である。池袋駅西口で開発の機運が高まっていることは事実だが、実際の事業は参加している企業が中心に行っており、来街者に対するまちづくりを謳っていて、住民参加型のまちづくりが行われているとは思えない。
- ・景観形成特別地区の候補地区についても、機運が高まっている、資源があるという選び方では、他の支援されない地域ではいつまでたっても景観行政的なまちづくりは進んでいかないのではないかと思う。

(会長)

- ・先ほども言ったように、取組に対する濃淡や優先順位はもちろんある。しかし、全ての区民が池袋の西口を意識するとその対比で自分の地域を考えるものであり、全ての地域で参加できる環境を整えることが必要である。景観まちづくりのための地域ごとのまとまりは、既に景観計画の地域別計画があるので、それを深めながら取組を進めていくことが求められる。
- ・まちづくりが盛り上がっているところを先に行うということも1つの広報になりえる。他の地域と競争させて、もっと地域を盛り上げてくださいというのも行政の1つのテクニックではある。競争させることがメインではないので、全体でものを動かしていくプログラムをつくる必要がある。
- ・景観重要建造物や景観重要樹木については、本来は景観計画を策定する際の景観資源調査で行っているべきものであるが、それが行われていないのであれば、豊島区にとって大事だと思う景観資源を投票し合うなど、区民が参加できるような仕組みを考えても良いと思う。
- ・ガイドラインも建築物編と入ってしまっているが、私はそうは思っていない。景観は、もっと全体を見る目を与えることが重要だが、これでは建築確認のビジュアル版のようになってしまう。地域を考えることが必要で、地域別計画との対応がもっと考えられるべきである。
- ・景観まちづくりは区民参加のまちづくりで、目に見える姿を評価しながらみんなでどういうまちにしたいかを考えていく運動だと思ったほうが良い。許認可だと思っはいけない。

(事務局)

- ・12地区に満遍なく景観形成特別地区をかけたという訳ではない。すでに景観形成特別地区である3地区と同等の地域については、その景観を守るために指定を行っていくが、各地域の指定の進め方は今後審議会等で議論していきたい。
- ・また、景観形成特別地区に指定しないからといって景観のことを考えていない訳ではな

い。全地域において地域別に景観まちづくりの方針を考えているので、それを基に景観を守っていきたいと考えている。

(会長)

- ・スタディをみんなで学びあうことだと思う。雑司が谷地域や池袋駅西口は新しくつくるという意味でとてもいい例だと思う。歴史あるものを保全していく形とはやり方が異なってくる。
- ・現代はグローバリズムの都市間競争の中にあり、そのことから区長は外から来る人を重要に考えていて、豊島区の顔の池袋にたくさんの方が注目し訪れてくれることは、豊島区全体の価値が上がることでもある。そのようなプライドの持てる顔があると、区民みんながまちにプライドを持てるようになる。
- ・全体を見ることが重要で、それはこれまで行政がやってこなかったことである。縦割りで基本となる法律や条令を動かすだけでなく、それを超えていくことが必要で、それは議員さんの方が得意であると思う。行政は慣れていないことだと思うが、池袋駅西口や雑司が谷地域の取組も、それに慣れるためのモデルスタディだと考え、それを全地域に広げるような戦略で進めていくと良いと思う。

(委員)

- ・来年度からの雑司が谷のまちづくりのお手伝いをさせて頂くことになり、現在進め方等を考えているところである。目的の1つは、景観形成特別地区の基準やエリアを決めることであるが、雑司が谷地域内で景観計画の届出の基準内で事前協議に出されている建物は年間1、2件程度であり、先ほどの話にもあったように、それではまちづくりとは言えない状況である。そのため、部会でも議論し、雑司が谷の将来のまちのイメージをどうしていくのか、そのデザインも含めて提案していくことが必要だという話になっている。
- ・もう1つの目的として、雑司が谷の魅力をつくっている様々な要素を地図等で立体的につくり出し、住民の方々が自身の家などを次に建て替えや改築を行う際に、自らでそれらの要素を生かしてもらえよう、それらをまとめる冊子をつくり発表する場をつくることを考えている。

(会長)

- ・池袋駅西口の三菱地所との景観事前協議はまだ行っていないのか。

(事務局)

- ・これからである。

(会長)

- ・豊島区で目指している劇場型都市について、三菱地所の提供しているイメージの中に、そのコンセプトは生かされているのか。どの程度コンセプトが開発者との協議の中で話し合われているのか。

(再開発担当課長)

- ・事業者選定を行った際に提出されたイメージであり、今後、話し合っていきたいと考えている。

(会長)

- ・新庁舎はわざとランダムにして、すっきりとしたものを崩そうとしているのに対して、このイメージをみると等間隔の並木等、全てが整然としていて、それぞれがばらばらの思想でつくられてしまっている。豊島区の顔となる池袋をどう考えていくのかは、大きなテーマであり、東京都の銀座や丸の内などの他の都市との比較ももっと突き詰めて考えていくことが必要である。

(委員)

- ・池袋は山手線の中で一番住民が身近にいるまちで、普通の都民がたくさんいることが魅力的なまちだと思う。東京都に認定をもらうのが平成29年12月となっていて、かなり

短期間に進めていく必要があると思うので、進行の様子を教えてくださいながら、部会の検討において協力できるところは協力していきたい。

(会長)

- ・三菱地所内にプロジェクトチームができていると思うが、そのチーフは三菱地所の社員なのか、外部の方なのか。

(再開発担当課長)

- ・まだ、設計の詳細の段階ではなく、設計のプロが入ってはいない。三菱地所の設計担当とは頻りに打ち合わせを行っている。

(会長)

- ・今はボリュームや高さ等の法規的な内容を検討しているのか。

(再開発担当課長)

- ・後は配置等を権利者と話し合っているところである。

(副会長)

- ・なるべく新しい情報を出してもらった方が良い。
- ・平成 29 年 12 月に東京都に認定をもらう際の指針がどういうレベルのものなのかも分かっていないので、スケジュールと最終的なアウトプットのイメージを早めに教えてもらいたい。

報告 2 景観事前協議案件について

(事務局)

報告資料 2-1、2-2、2-3 について説明

(会長)

- ・説明ありがとうございます。何か質問や意見があるか。
- ・旧高田小学校跡地の公園の名前は何になるのか。

(事務局)

- ・雑司が谷第二公園の拡張というスタンスで事業を行うので、都市計画名称は雑司が谷第二公園となる。

(公園緑地課長)

- ・都市計画名称が雑司が谷第二公園となっているのは、南池袋公園の都市計画名称が雑司が谷公園となっているからである。

(会長)

- ・高田小学校の名前はなくなってしまうのか。この小学校の卒業生はいないのか。

(公園緑地課長)

- ・統廃合により、南池袋小学校となっている。

(会長)

- ・関東大震災の後、55 箇所公園が整備されたが、多くは小学校とセットにされ、震災時の避難と通常時の遊び場としての機能を持っていた。そのような公園は少なくなりましたが、私は小学校の名前はとても大事だと思っている。土地の思い出をどう扱っていくのかをもう少し考えた方が良くと思う。
- ・公園の真ん中に急にボールひろばがあり、可動式のネットで仕切るとのことだが、おそらく景観的には残念なものになるだろう。景観行政の今後の進め方として事前協議をどの段階で行うのが大事になってくる。今後の案件においては、景観の面から、「少なくともこの3点は大事にしてほしい」というようなアドバイスを審議会が行った上で、地元との協議に入るなど、手順を考える必要がある。
- ・限られた公園の面積の中で住民の要望を詰め込もうとすると、うまくいって幕の内弁当、

ほとんどは混ぜご飯や雑炊になってしまう。そんなものは景観でもなんでもない。

- ・景観の考え方は最初と最後にあって、コンセプトと最後の仕上げが重要である。
- ・公園が隣接しているのなら一体的に考えることも必要である。

(事務局)

- ・高田小学校の 100 周年記念碑が計画地内にあるので、それは残していきたいと考えている。また、雑司が谷第二公園は都市計画名なので、地域の方に使っていただく名前は他に考えており、それを使用していきたい。

(委員)

- ・地元の千川では、旧千川小学校跡地につくった公園をふるさと千川と名づけた。地域住民が考え、思い入れのある名前となっているので、そのような取組を広げていきたい。

(委員)

- ・部会では、森をつくるようなイメージで植栽を考えた方が良いと指摘している。先ほどの話にもあったが、豊島区全体を考えて森のあり方を考えていきたいと思いますと提案させて頂いたと思うので、それをきちんと念頭において頂きたい。
- ・また、各部署でばらばらに動くのではなく、生物多様性の取組の考えと連携させていくことなどが重要だと思う。

(会長)

- ・どの自治体においても審議会やパブリックコメントの意見と回答の対応表を作成するが、対応表をつくと肝心なことが抜けてしまうことがある。本来パブコメは、文句を言わせないためにすることではなく、意味ある意見を聴取し、反映し、良い仕事にするためであるので、工夫がありそうです。皆さんで考えてほしい。
- ・本日の議事は全て終了したが、その他事務局から連絡等はあるか。

(事務局)

- ・次回の第 4 回景観審議会は、5 月頃を予定しており、詳細な日時が決定次第お知らせする。
- ・今回の審議会をもって、進士会長がご退任される。進士会長には 20 年以上に渡って、豊島区アメニティ形成審議会の会長を務めて頂き、今年度も景観審議会の会長を務めて頂くなど、豊島区の景観事業に多大なご尽力を頂いた。最後に会長より、皆様に一言ご挨拶頂きたいと思う。

(会長)

- ・豊島区のアメニティ形成審議会では、都内で初めて景観ではなくアメニティという言葉を使っている。それまで道路は道路、都市計画は都市計画と個別に扱ってきたものの、それをひとつにまとめたまちとしての議論は行われてこなかった。国は三権分立で行政は各省に分かれ、課、係と担当者が分かれ、全体を見る人がいない。地方自治体も国にならうのが常です。しかし、実際のまちはいつでも全体：トータルにできていて、それを景観とっている。私は景観でもまだ足りなく、目に映るものだけでない真のトータルはアメニティだと考え、当時、景観条例作成の依頼を受け、景観調査を行った際にアメニティ形成条例を提案した。アメニティとは、その地域にある素晴らしいものを保存することを意味し、さらに、これからつくっていくべきアメニティもある。それで創造してゆくべきことを「アメニティ形成」とした。コンセプトは良かったが、その後の区財政の都合上で、区役所跡地の再開発等の審議を相当詰めたものの立ち消えになってしまった。
- ・しかし、区の努力で現在このような議論がようやく行政の俎上にのり、システムができ、担当者が付き、景観計画が策定されたことは大きな進歩だと思う。現実はいつでも厳しいが、理想を持ちながら現実を踏まえ、現実を積み重ねながら常に理想を意識することが大事で、今後のやり方がとても重要だ。
- ・皆さんには私的なおしゃべり等ご迷惑をおかけしたと思う。ありがとうございました。

私にとって楽しい審議会でした。みなさんのやさしさに感謝です。4月からは後藤先生を中心に皆さんで頑張って審議会を運営し、景観行政が発展されることを心から期待します。

以上